



主な新型コロナウイルス感染症対策の施策一覧(第1弾・令和2年5月13日現在)

【支援策にある「関連」については、同じ相談窓口にご相談ください】

支援策		施策概要	主な条件等	相談窓口
個人が申請 生活支援	給付 特別定額給付金	給付額: すべての町民 1人当たり一律10万円	同封の案内を参照してください 【5月下旬給付開始予定】	役場・町民生活課 72-6934
	給付 小桜ちゃんプレミアム付き 商品券	販売単位: 13,000円分の商品券を 10,000円で販売 (弁当・惣菜テイクアウト券500円分含む)	①1世帯30,000円(39,000円分の商品券) まで購入可能 ②6月下旬販売開始予定 【後日、各世帯にお知らせ予定】	小野町商工会 72-3228
	融資 関連 緊急小口資金 総合支援資金	貸付上限額: 10万円 (特例の場合 20万円) 返済据置:1年 償還期間:2年以内	①感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持が必要 ②この特例による貸し付けを他の自治体で受けていない	小野町社会福祉協議会 72-6866
申請不要 生活支援	給付 子育て世帯への臨時特別 給付金	給付額: 児童1人につき1万円	児童手当を受給している世帯 (但し、特例給付世帯を除く) 【6月下旬給付予定】	役場・子育て支援課 72-2212
個人・法人が 申請 使用料措置	納入猶予 水道・合併処理浄化槽・住宅 使用料の納入猶予	猶予期間: 最長4か月	感染症の影響により収入が減少し、納期内の 支払いが困難となったこと	役場・地域整備課 72-6936
個人が申請 税制措置	税制 町税等の納税猶予・減免	①町税等の納税を1年間猶予 ②固定資産税を減免 ③国民健康保険税を減免 ④軽自動車税の減税措置を延長	①【町税等納税猶予】前年同期比20%以上収入が減少し、 一時的に納付が困難であること ②【固定資産税】令和2年2月～10月までの任意の3か月 間の売り上げが前年同期比30%以上減少したこと ③【国民健康保険税】事業収入、給与収入の減少など 一定要件に該当すること ④【軽自動車税】令和3年3月31日までに取得した環境 性能車であること	役場・税務課 72-6932
	税制 県税の納税猶予	猶予期間: 1年 担保: 原則として必要	感染症に納税者(家族を含む)が感染した 場合など一定のケースに該当する場合	県中地方振興局県税部 024-935-1231
	税制 関連 国税の納税猶予 住宅ローン控除の弾力化	猶予期間: 1年 担保: 不要	①感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間 (1か月以上)に、事業等収入が前年同期に比べてお おむね20%以上減少していること ②一時に納税を行うことが困難であること	郡山税務署 024-932-2041

※掲載した施策は主なもので、このほかにも支援措置があります。役場、関連行政機関・団体等にご相談ください。

※表中「新型コロナウイルス感染症」を略して「感染症」と表記しています。

小野町新型コロナウイルス感染症対策本部・小野町

